

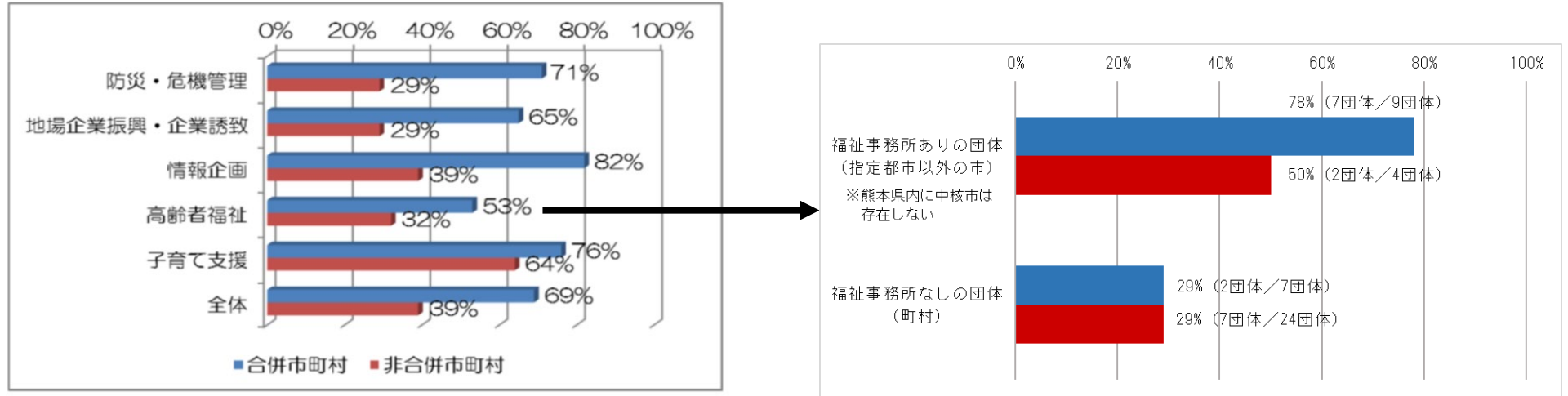
# 現行の合併特例法について (追加資料)

---

# 専任職員が配置されている市町村（合併・非合併 市・町村別）

○専任職員が配置されている市町村の割合（熊本県の例）※熊本県報告書より【第22回専門小委員会（令和元年9月13日）資料1 P9】

図表Ⅳ-1-22：専任職員が配置されている市町村の割合 ～合併・非合併別～



## （参考）福祉事務所の権能

- ・福祉事務所（市（特別区）は必置、町村は任意設置。）は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を所管。
- ・福祉事務所を設置していない町村も、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を所管（生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務は、都道府県が設置する福祉事務所が所管。）。

# 未合併要因に関する調査結果の概要

○調査時期：平成19年8月

○調査対象：平成11年4月1日～平成19年8月6日までの間に合併に至らなかった1,252市区町村

○調査項目：平成11年4月以降に合併に至らなかった理由

	全国計	人口規模別					
		5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 3万人未満	3万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上
	1,252	225	234	358	136	144	155
1 離島や山間地等に位置することにより、隣接する団体の市区町村役場までの時間距離が遠いために、合併が困難である	58 4.6%	41 18.2%	11 4.7%	5 1.4%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
2 合併せずに単独で運営していこうと考えた	386 30.8%	57 25.3%	71 30.3%	93 26.0%	38 27.9%	46 31.9%	81 52.3%
3 合併について意見集約ができなかった	422 33.7%	83 36.9%	81 34.6%	127 35.5%	47 34.6%	56 38.9%	28 18.1%
4 当団体から見て、合併の組合せの相手（一又は複数）との間に阻害要因 又は 合併相手（一又は複数）側に課題等があった	156 12.5%	34 15.1%	33 14.1%	36 10.1%	24 17.6%	16 11.1%	13 8.4%
5 当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	330 26.4%	50 22.2%	66 28.2%	104 29.1%	43 31.6%	38 26.4%	29 18.7%
6 合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった	230 18.4%	45 20.0%	48 20.5%	85 23.7%	21 15.4%	21 14.6%	10 6.5%
7 その他の理由	81 6.5%	11 4.9%	15 6.4%	17 4.7%	11 8.1%	5 3.5%	22 14.2%

# 最近の市町村合併に向けた動きの中で法定合併協議会の設置に至らなかったもの①

団体・経緯	参考
<p><b>京都府 長岡京市・大山崎町</b></p> <p>・H26. 6 大山崎町の住民が合併協議会の設置を請求（住民発議）</p> <p>・H26. 6 長岡京市が大山崎町へ「議会に付議しない」旨回答</p>	<p>【大山崎町からの合併協議会設置請求に係る意見照会に対する長岡京市の回答（大山崎町 HP より）】</p> <p>『合併協議会設置協議について、長岡京市議会に付議するか否かの意見照会に対し回答するに当たり、<u>本市市民の思い、近隣市町等の思い等に配慮し、さらに長岡京市議会の意見を確認した上で、慎重に熟考した結果、十分に機は熟しておらず時期尚早であるとの見解に達したため、長岡京市議会に付議しないこととします。</u>』</p>
<p><b>福岡県 北九州市・中間市</b></p> <p>・H29. 1 中間市の市民団体が合併協議会の設置を請求（住民発議）</p> <p>・H29. 4 北九州市が中間市へ「議会に付議しない」旨回答</p>	<p>【中間市からの合併協議会設置請求に係る意見照会に対する北九州市の回答（北九州市 HP より）】</p> <p>『回答内容 合併協議会設置について北九州市議会に付議しない理由』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>合併特例債など国の支援制度も廃止された現時点においては、中間市と本市が合併することによる双方住民のメリットを見出しにくい。</u></li> <li>・<u>平成 16 年時は中間市議会の要請などがあったが、今回はそのような動きも見られない。</u>』</li> </ul>
<p><b>神奈川県 小田原市・南足柄市</b></p> <p>・H28. 10 任意の合併協議会が設置され、H29. 8 まで定期的に協議会を開催</p> <p>・H29. 11 両市において、市民アンケートを実施。小田原市では合併賛成多数、南足柄市ではもう少し検討すべきという意見が多数</p> <p>・H29. 12 南足柄市長が市議会にて、合併するべきではない旨の発言をし、それを受け、小田原市長も市議会にて、南足柄市との合併協議の終了を明言</p>	<p>【南足柄市長の市議会での発言（平成 29 年 12 月 1 日、南足柄市議会議事録より）】</p> <p>（任意協議会の）『今回の結果を考察しますと、仮に合併した場合を想定した効果としては、財政効果が 10 年間で約 150 億円と推計しました。しかし、その効果額は、歳出削減のみの効果額でありまして、その約 70%は人件費あるいは電算システムの効果であります。将来にわたって財政基盤の安定のために重要なことは、歳入を増やす新規の安定財源の確保であります。しかし、結果的に、この確保のための方策は示すことができませんでした。したがって、効果は限定的で、将来にわたる安定した財政効果にはなり得ないものと考えます。また、中核市をはじめ大都市制度の活用については、議論は先送りとしました。さらには、新たな広域連携体制の構築についても議論できず、先送りとなりました。その結果、「中心市のあり方」に関する任意協議会の重要な目的の一つである中心市の役割として果たすべき県西地域 2 市 8 町の連携と強化の対策や成果は示すことができませんでした。改めて、「中心のあり方」に関する任意協議会設置の基本的な考えと目的は何なのかをしっかりと見定め、そして任意協議会の結果を冷静に考察したとき、私は、任意協議会の目的を度外視して、手法の一つである合併に向かうことの正当性を見いだすことができません。また、今後も対等、尊重の立場で広域行政を推進していく県西地域の 8 町の皆様の理解を得ることはできないのではないかと考えます。とりわけ、足柄上地区 1 市 5 町に対する神奈川県の警察行政、また医療病院行政への影響や懸念も極めて大きいものがあります。このことからしても、私は、この度の小田原市と南足柄市の合併に対する大義や合理性を見いだすことがどうしてもできないのであります。以上のことに加えて、私は、市民説明会での市民の皆様様の様々な御意見や御提言、そして市民の皆様のお考えを把握するアンケート調査の結果も真摯に受け止めました。その結果、<u>この度の「中心市のあり方」に関する任意協議会の結果、市民の皆様様の様々な意見、提言、陳情等、そしてアンケート調査の結果を踏まえて、私は市長としての強い意志と決意を持って、小田原市と南足柄市の合併については、合併するべきではないと判断しました。</u>』</p>

# 最近の市町村合併に向けた動きの中で法定合併協議会の設置に至らなかったもの②

団体・経緯	参考
<p><b>長野県 岡谷市・諏訪市・下諏訪町</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H30.4 合併協議会の設置を求める署名活動の開始</li> <li>・ H30.6 3市町の住民が合併協議会の設置を請求（住民発議）</li> <li>・ H30.8 3市町の臨時議会で合併協議会の設置議案が上程されたが、3市町いずれにおいても否決</li> </ul>	<p>【同一請求に基づく合併協議会設置協議を議会に付議した際の首長の意見（市町村の合併の特例に関する法律第5条第6項）（いずれも平成30年8月20日、各市町の議会議事録より）】</p> <p>○岡谷市 『このたびの合併協議会の設置については、合併特例法に基づく、住民の直接請求によるものであり、民意の一つとして尊重いたします。しかしながら、これまでの諏訪地域の合併協議の経過を踏まえると、<u>合併には住民や市町村間の理解の深まりと民意の高まり、さらに、さまざまな民意が総合的に重なり合い、合併の機運が醸成されることが何より大切であります。現在は、そうした状況になっていないものと認識をしております。あわせて、諏訪地域の合併協議につきましては、6市町村の枠組みにより検討を始めることが理想でありますので、今後も広域連携を重ねながら、住民や市町村、それぞれがお互いの理解を深め合い、十分な土壌づくりをしていくことが重要であると考えております。以上のことから、現時点では、合併協議会を設置する時期には至っていないと判断するものでございます。』</u></p> <p>○諏訪市 『岡谷市・諏訪市・下諏訪町合併協議会の設置については、合併特例法第5条第1項の規定に基づく住民の直接請求によるものであり、一つの民意のあらわれとして尊重し、後述の見解は、今回の合併に対する取り組みを否定するものではありません。一方で、<u>諏訪地域の合併につきましては、6市町村による合併が最良と考えており、3市町の枠組みでの合併が将来の諏訪地域に与える影響の検討は欠かせないものであると考えます。また、自治体経営者として財政への責任があり、国の支援制度、二重投資の回避なども考慮すべき課題であると考えます。さらに、湖周3市町のみならず岳麓3市町村を含めた民意の熟度、時期としての適否などの課題を市議会におきまして十二分に御議論をいただき、このたびの請求に対する議決が将来の6市町村合併に着実につながる布石となることを期待するものであります。』</u></p> <p>○下諏訪町 『岡谷市・諏訪市・下諏訪町合併協議会の設置については、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項の規定に基づく住民の直接請求によるものであり、民意の一つとしては尊重をします。これまでの諏訪圏域での合併の経過を踏まえると、<u>合併には住民への十分な情報の提供による理解と民意の高まりが不可欠であると考えます。その上で、合併への機運が醸成されていくことこそが何より大切であるが、現状ではその状況に至ってはいないと認識している。諏訪圏域の将来を鑑みれば、6市町村という枠組みの中で将来構想が検討されるべきものとする。このたびの湖周2市1町という枠組みの中での議論が6市町村合併に結びついていくのか、現状では疑問を感じざるを得ない。今後も6市町村という枠組みの中で広域連携を積み重ねながら、相互理解を深め、一致協力して十分な土壌づくりをしていくことが重要であるとする。以上のことから、現時点では、合併協議会を設置する時期には至っていないと判断する。』</u></p>